

令和3年度第1回  
一宮市景観審議会  
議事録

一宮市景観審議会

## 令和3年度 第1回 一宮市景観審議会議事録

次の議案を審議するため、一宮市景観審議会が下記のとおり開催された。

### 記

1 日 時 令和4年1月18日午前10時00分

2 場 所 本庁舎11階1103会議室

3 公開・非公開の別 公開

4 傍聴人の人数 0人

5 出席者

〔出席委員〕 12名

今村 洋一、 鶴田 佳子、

太田 義孝、 川合 規由、 富田 隆裕、 森 重幸、 吉田 勝信、

島津 秀典、 小林 けいめい、 大津 乃里予、

嘉戸 重仁、 稲吉 豊治（代理：野本 敬弘）

※欠席委員 1名（瀧 佑佳）

〔事務局〕

まちづくり部長 山田 芳久

同次長 谷 聖

公園緑地課長 稲本 直喜

同緑化・景観G専任課長 浅野 浩司

同G課長補佐 牛田 貴史

同G主査 吉川 隆浩

同G主査 安江 幸彦

6 会議資料 別添のとおり

議題第1号 一宮市景観審議会運営要領について

議題第3号 一宮市景観審議会の役割について

議題第4号 報告第1号 一宮市景観計画の届出状況について

7 審議経過 会議顛末のとおり

## 【会議顛末】

開 会

午前10時00分

事務局

(開会)

皆様、おはようございます。たいへんお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより、令和3年度第1回一宮市景観審議会を開催させていただきます。衝立の意味がなくなりますので、以後、着座にて失礼いたします。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本日の出席委員数について報告させていただきます。出席委員数は12名でございます。一宮市景観条例第34条第2項の規定により、半数以上の委員の出席がございますので、会議は成立しております。

さて、今年度、令和3年4月1日より本市は、景観法に基づく景観条例を施行、景観計画を策定し、良好な景観の形成を推進しております。今回は、景観条例が施行されて初めての開催でございます。会長が空席となっておりますので、本日の会議にて決定したいと思います。

また、本市では、公正で開かれた市政を実現するために、審議会における会議については、原則、公開としております。本日の議題内容は、非公開とすべき事項がないことから公開対象となりますが、傍聴希望者はございませんでした。

続きまして、議席についてでございますが、ただ今ご着席いただいておりますのが、お手元に配布しております名簿順でございます。会長が決定いたしますと、会長は会長席にご着席いただきますので、次回の審議会からは会長になられた同列の方は、席をつめていただき、この席次を持って、議席とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、審議会の内容につきましては、議事録を作成する必要があります。そのため、録音をさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染予防対策として、マスク着用のままご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

(委員紹介)

仮議長

会長が選出されるまでの間、仮議長として議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、次第に基づき進めさせていただきますと思います。

2委員紹介でございます。お手元にお配りしております名簿の順にご紹介させていただきます。

第1号委員の学識経験者の方でございます。相山女学園大学准教授、今村洋一様。岐阜工業高等専門学校教授、鶴田佳子様。

次に、第2号委員の市民の代表者の方でございます。一宮商工会議所専務理事、太田義孝様。公益社団法人愛知県建築士事務所協会一宮支部、川合規由様。社会保険労務士、瀧佑佳様。瀧委員におかれましては、本日もご都合が悪く、ご欠席でございます。一宮市銀座通商店街振興組合代表、富田隆裕様。一宮市町会長連区代表者連絡協議会会長、森重幸様。愛知県広告美術業協同組合、吉田勝信様。

次に、第3号委員の市議会議員の方でございます。島津秀典様。小林けいめい様。大津乃里予様。

次に、第4号委員の関係行政機関の職員でございます。国土交通省中部地方整備局建政部都市調整官、嘉戸重仁様。愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課課長、稲吉豊治様。稲吉委員におかれましては、本日も、ご都合が悪くご欠席でございますが、代理としまして、公園緑地課、野本課長補佐のご出席でございます。

#### (議題1 一宮市景観審議会運営要領)

仮議長

それでは、次第の3、議題に入らせていただきます。(1)一宮市景観審議会運営要領について、事務局、説明をお願いします。

事務局

はい、議長。

仮議長

はい、どうぞ。

事務局

今回、景観審議会として初めての開催となりますので改めまして、本審議会の運営や議事の進め方などの決め事であり、一宮市景観審議会運営要領を策定するため、お諮りするものでございます。詳細は、担当の方から説明させていただきます。

事務局

では、議題1、一宮市景観審議会運営要領について、ご説明いたします。お手元の資料1、一宮市景観審議会運営要領案をご覧ください。

この運営要領は全14条で構成された、この審議会の運営や議事の進め方の決め事を記載したものと捉えていただければと思います。

それでは、条文について簡単に説明いたします。

第1条は、この運営要領の趣旨について記載しております。

第2条は、会長の選出方法とその役割について記載しております。会長の任期は、委員の任期でございます。

第3条は、審議会の会議について、招集や議事の採決について記載しております。会議には委員の半数以上の出席が必要なことや、議事は出席した委員の過半数で決すること等を記載しております。

第4条は、審議に必要な臨時委員を置くことができることを記載しております。

第5条は、関係行政機関の職員として任命させていただいている委員、愛知県の

稲吉様と、中部地方整備局の嘉戸様にあたりますが、こちらの委員については代理出席が可能であることを記載しております。本日、稲吉委員の代理で野本課長補佐様にご出席をいただいております。

第6条は、委員自身やその親族等に利害ある議事については、議事に参与することができないことを記載しております。ただし、一宮市全域に関わる議事の場合は参与できます。

第7条、第8条は、会議の公開非公開について記載しております。原則公開ですが、然るべき事由がある場合は、会長の決定を経て非公開にできることとしています。

第9条は、傍聴の方法について記載しております。傍聴の定員は5名とし、傍聴を希望する場合は会議開始10分前までに集合していただき、定員を超えるときは抽選により決定するものとしております。その他傍聴に関する事項は、参考資料3の一宮市審議会等に係る会議の傍聴に関する要領に則るものとしております。

第10条は、傍聴人への会議資料の配布方法について記載しております。

第11条は、議事録の作成について記載しております。第1項にありますとおり、議事録は会長が指名した委員2名にご確認していただき、署名を行っていただくものとしております。

それ以降、第12条は個人情報の保護について、第13条は公園緑地課が庶務を行うこと、第14条はその他必要な事項は審議会で定める事を記載しております。運営要領案の説明は、以上でございます。

仮 議 長

それでは、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

仮 議 長

よろしいでしょうか。それでは、無いようですので、一宮市景観審議会運営要領について採決をさせていただきます。一宮市景観審議会運営要領について、案のとおりにご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

仮 議 長

賛成多数ということで、可決されました。ありがとうございました。

なお、運営要領案、3ページの一番下に付則がございます。この要領の施行日でございますが、本日、令和4年1月18日とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

(議題2 会長の選出等)

仮 議 長

続きまして、議題2、会長の選出等でございます。はじめに会長を選出していただき、その後、会長より、会長不在時に職務を代理していただく職務代理者と、議

事録に署名していただく議事録署名者を指名していただきたいと存じます。

それでは、会長の選出について、お諮りします。一宮市景観審議会運営要領第2条第1項の規定により、審議会の会長は、委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様から立候補又は推薦される方がございましたら、よろしく願いいたします。

委 員

はい。

仮 議 長

どうぞ。

委 員

昨年度までの一宮市都市景観審議会で会長を務めていただきました岐阜高専の鶴田先生にお願いしたらどうかと考えておりますが、よろしくお諮りください。

仮 議 長

はい。ただ今、鶴田委員のご推薦がございました。他にはございませんでしょうか。

無いようですので、会長を鶴田委員にお願いするということでよろしいでしょうか。

各 委 員

拍手

仮 議 長

ありがとうございました。それでは鶴田委員にお願いするということで決定いたしました。鶴田委員よろしく願いいたします。以上で、仮議長としての私の務めを終わらせていただきます。皆様のご協力により、スムーズな進行をすることができました。ありがとうございました。

それでは、鶴田会長には会長席の方にご移動をお願いいたしまして、ご挨拶と、以降の議事進行をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

ただ今、委員長職に指名いただきました鶴田でございます。こちらにいらっしゃいますメンバーの方々は、景観計画策定時からずっとたくさんのご意見をいただいた方々がたくさんいらっしゃいますので、たいへん心強く思っております。当審議会は、策定されました景観計画がきちんと市の中で運用されているかというのを見守っていく使命を担っていると思っております。景観計画策定の際も本当はたくさんご意見をいただきまして有難く思っております。引き続き、当審議会におきましても活発なご意見をいただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(職務代理者の決定)

会 長                    それでは、先程、説明がありました通り、まず、議事に入ります前に職務代理者と議事録署名者を決めていきたいと思います。先程、説明のありました運営要領に従いまして、職務代理者でございますが、相山女学園大学の今村委員に職務代理者をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委 員                    はい。

(議事録署名者の決定)

会 長                    続きまして議事録署名者につきまして、本日の議事録署名者を決めさせていただきますが、先程、説明のありました運営要領第11条第1項の規定により、議事録署名者を、会長が指名することとなっております。議事録署名者につきましては議席順をお願いしたいと存じますので、今村委員と太田委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(議題3 一宮市景観審議会の役割)

会 長                    それでは、議事の方に入っていきたいと思います。まず、議題の3、一宮市景観審議会の役割について、事務局より、まずは説明をお願いしたいと存じます。

事 務 局                はい、会長。

会 長                    はい、よろしくお願いいたします。

事 務 局                本審議会は、一宮市景観条例第30条第1項に、景観及び屋外広告物に関する必要な事項を調査審議すると規定されております。今後皆様方にご審議いただく具体的な事項について、担当の方から説明させていただきます。

事 務 局                では、議題3、一宮市景観審議会の役割について、ご説明いたします。お手元の資料2をご覧ください。今回、景観審議会になりまして初めての開催ということで、今後この審議会では何を審議していただくかをご紹介いたします。

一宮市景観条例第30条第1項に、景観及び屋外広告物に関する必要な事項を審議していただくことと規定されております。

まず1つ目の景観関係ですが、内容が7つございます。既に策定済みの景観基本計画や昨年度審議していただきました景観計画を今後変更する際、また、景観計画内の届出行為が制限に適合しない場合に勧告する際、さらに一宮市では現時点ではございませんが、景観重要構造物や樹木の指定や解除、景観重点地区の指定や変更する際に、景観審議会の意見を聴取することとなっております。

続きまして屋外広告物関係ですが、同じく内容が7つございます。昨年度に審議していただきました市長が指定する禁止地域や禁止物件の設定変更の際、また一宮





しています。沿道景観ゾーンについては、国道22号線、国道155号線、県道名古屋一宮線などの主要幹線道路の沿道を設定しています。

続きまして、2ページ目をご覧ください。こちらが、景観軸、ゾーンごとの届出対象となる条件の表です。建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観を伴う修繕や開発行為に対して、建築物の高さ、建築面積、工作物の高さ、開発区域の面積がこちらの表の基準を超える場合、届出が必要となります。例えば、歴史街道景観軸のエリアで建築物を新築する場合、高さ10mを超えるものか、建築面積300㎡を超えるものが届出対象となります。

続きまして、3ページ目をご覧ください。届出が必要となる建築物、工作物について、具体的にどのようなことを守っていただくかというところで、景観形成基準の内容を表にしています。ゾーンごとに基準のある、なしを定めており、表の黒丸の箇所について、守っていただく形になっています。こちらの表は、建築物の配置についての基準で、まとまりのある景観形成や圧迫感のない配置とすることなどを定めています。

続きまして、4ページ目をご覧ください。こちらの表は、建築物の形態・意匠の景観形成基準で、それぞれのゾーンに合ったデザインとすることで、調和に配慮するよう定めています。

続きまして、5ページ目をご覧ください。こちらの表は、色彩について、色彩基準内の色を使用しているかどうかを確認するものです。横から見える部分を対象で、屋根についても横から見えるものであれば、対象となります。原則、色彩基準を超えないものとしますが、アクセントカラーとして色彩基準を超える場合、100分の10以下の範囲で認めています。具体的な色彩の数値基準がありますが、後ほどご説明させていただきます。

続きまして、6ページ目をご覧ください。こちらの表は、建築物の付属設備、外構、緑化、維持、管理についての景観形成基準です。空調室外機等、建築設備が道路等から見えない位置に配置することや敷地内を緑化することなどを定めています。

続きまして、7ページ目をご覧ください。こちらは、色彩の景観形成基準で数値基準となります。色彩は、色相、明度、彩度を数値で表わしたマンセル値で表記します。マンセル値で明確な基準を設定しており、区分を歴史街道景観軸とその他の市全域に分けています。歴史街道景観軸については、宿場の名残のある歴史的木造建築物の明度が低いことを考慮して明度の下限値を設けていません。一方、その他の市全域については、まちなみが暗くならないよう明度を4以上と設定しています。景観形成基準の説明は、以上となります。

続きまして、8ページ目をご覧ください。令和3年4月1日より12月末日現在までの届出及び通知件数を報告させていただきます。届出は、景観法第16条第1項の規定による民間からのものです。届出件数としましては、建築物で9件、工作物で9件、開発行為で5件です。内訳および詳細は、記載のとおりです。通知は、

景観法第16条第5項の規定による国や地方公共団体からのものです。通知件数としましては、建築物で8件、工作物及び開発行為はありませんでした。

続きまして、9ページ目をご覧ください。こちらは、届出及び通知の箇所を地図にプロットしたものとゾーン別の件数表です。田園景観ゾーンが14件で最も多く、次いで住宅景観ゾーン10件、工業景観ゾーン5件、商業景観ゾーン及び沿道景観ゾーン1件となっています。おおむねゾーンや軸の面積の広い順に届出、通知の件数も多くなっています。特定のゾーンや軸に集中しているわけではなく、市全体に届出、通知が出されていることが分かります。

続きまして、10ページ目をご覧ください。事例の紹介です。12月末までに完了しているものの内、3件をご紹介します。1つ目は、店舗の新築の事例です。区分、住宅景観ゾーン、建築面積、1942.71㎡、建築物の高さ、8.73mです。住宅景観ゾーンで建築面積1000㎡超えのため届出対象となり、景観形成基準をクリアしているかどうかの確認となります。外壁の色彩についてですが、こちらの色彩基準に合っているかどうかの確認となります。こちらの表は、色相、5YRのカラーチャートです。縦軸を明度、横軸を彩度とみて、橙色の点線で示している明度4以上、彩度6以下が色彩基準内の色となります。写真の建物西面で使用されている主な色について、ご紹介します。マンセル値6.54YR 8.39/1.74、6.6YR 8.3/1.6が、外壁のクリーム色の部分になります。カラーチャートにあてはめると、おおむね赤で囲ったあたりの色であり、色彩基準内となります。マンセル値5.4YR 5.14/4.22が、外壁の茶色の部分になります。カラーチャートにあてはめると、おおむね赤で囲ったあたりの色であり、色彩基準内となります。この事例では、使用している色がすべて色彩基準内の色となっています。色彩以外の景観形成基準については、圧迫感のない配置、落ち着いたデザイン、室外機等の建築設備が道路から見えない位置とすること、写真の様に敷地内緑化などを確認し、基準をクリアしております。

続きまして、11ページ目をご覧ください。2つ目は、店舗の色彩変更、外壁の塗り替えの事例です。区分、沿道景観ゾーン、建築面積、2833.26㎡、建築物の高さ、9.7mです。沿道景観ゾーンで建築面積1000㎡超えのため、届出対象となっております。外壁の塗り替えで記載のとおりの色で施工しています。外壁の色彩につきまして、写真の建物南面で使用されている主な色について、ご紹介します。マンセル値10YR 8.5/2が、外壁のクリーム色の部分になります。カラーチャートで、おおむね赤で囲ったあたりの色であり、色彩基準内となります。次に、5PB 4/2が、外壁上部の紺色の部分になります。カラーチャートの赤で囲った色であり、色彩基準内となります。この事例では、サッシの部分にN1、外壁の下部に10YR 3/2を使用しており、色彩基準外の色となりますが、各面100分の10以下の範囲での施工のため、景観形成基準に適合しています。

続きまして、12ページ目をご覧ください。3つ目は、工作物、電話無線基地局の新築の事例です。区分、田園景観ゾーン、工作物の高さ、14.77mです。田

園景観ゾーンで工作物の高さ10m超えのため届出対象となっております。アンテナ、支持柱ポール、PC柱のいずれもマンセル値N7で、こちらのカラーチャートの赤で囲った色となり、明度4以上、彩度2以下の色彩基準内となります。色彩以外の景観形成基準については、調和のとれた配置、周囲の景観に配慮した素材、全体としてすっきりとした意匠といった基準を確認してクリアしております。

以上で、議題4の説明を終わります。

会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何か、ご質問、ご意見のある方、ございますでしょうか。

委員 よろしいですか。

会長 はい。よろしく申し上げます。

委員 非常に丁寧な説明をいただきありがとうございました。通知も問題ない、届出も問題ないという案件がそれぞれの件数出ていると思うのですが、職員の方が細かく指導されて適合なものとして届出されていると思いますが、一番心配されるのは、本来は届出対象案件なんだけれども届出がされずにやっちゃって新築でも変更でもそうですが、そういうものがあつた時にどうかなというのがおそらく皆様方も一番気にかかると思うんですけど、少なくともこの4月から施行されて年内までの間で市のほうで、本来なら届出案件なんだけれども届出されずに施工されてしまった案件があるかないか、ちょっと教えていただければと思います。

会長 事務局、ご回答、よろしく申し上げます。

事務局 はい、会長。

会長 はい、お願いします。

事務局 景観計画の施行時に、関係各所に景観計画の周知を行っておりますことや、ホームページ等により景観形成基準を周知していますので、建築担当者の方も予め基準を知っていただいた上で、建築物、工作物の計画を立てていただいていると思われまます。また、建築確認申請の時ですとか、開発等の許可の時に、担当者から私ども公園緑地課の方にも確認がくるようになっておりますので、最終的には景観計画に適合させるように指導できるかと思っておりますので、今までにそういった違反ですとか、そういったものにつきましてはありません。

委員 はい、ありがとうございました。

会 長 他に、いかがでしょうか。

委 員 はい。

会 長 はい、お願いします。

委 員 今の引き続きみたいな質問なんですけど、これは新しく施行されてからですが、これ以前のものに対して、お隣に派手な赤を使った建物があったり、看板があったり、これを是正するための指導とか、どのような、しかも、それが無届けだったりして、というものが結構、市中にございます。それを、今後、届出あるものは、更新時に改善しなさいと指導できますが、届出、旧というか以前のは市中にたくさんありますから、それをどのように対応されるか、お聞かせ願いたいと思います。

会 長 事務局、お願いできますか。

事 務 局 景観計画が4月1日に施行されましたので、それ以前のものにつきましては届出の対象ではございません。ただ、今後ですね、例えば、外壁の塗り替えるですとか、そういう場合に適合させていただくということになります。

会 長 よろしかったですか。どうぞ。

委 員 すいません。建物はいいんですが、他の、簡単にいうと、看板類が、みなさんもご存知のように市中に届出のないものが8割方だと思います。そういうものが、何もされずに年月を経ていくというのが、一宮だけでなく全国の都市で多いんですが、こういうものを指導される方法とか、担当の方が、人数が少ないから回れないと言われていた自治体もございます。ですが、新しく決めてそれに基づいて造られる工作物は届出してやっておりますが、たまたま両隣りにそのまま古いものが出てくるというのは、規制を作った意味がないような気がしますが、こういうのをどういうふうにご指導して改善していくか、費用も相当かかりますから、看板でしたらあれですが、建物は相当費用がかかる、ということも考えて指導なり是正していく方策を考えないと大変なことにならないかと思っております。

会 長 何か、ございますか。広告物と建築物を別にお答えいただいてもいいかもしれないですけども、いかがでしょうか。

事 務 局 広告物につきましては、屋外広告物法、屋外広告物条例の方で指導してございま

す。届出、許可が出ていないようなものにつきましては、我々が全市域を回ってというのはですね、人数的に難しいところがありますが、現場に出た時に「これは出てないんじゃないか」と調べることもできますので、そういったものがあれば指導させていただきます。景観につきましては、今のところ、4月1日からの違反のものはないと認識していますが、今後、そういったものが出てきましたら、指導させていただく必要はあるかなと思っております。

会 長

建築物はなかなか難しい。それは、ふつうの建築物、別に景観に関係なくても、用途とか既存不適格のものは建て替え時に修正となっているので、それが積み重なって全体として目標を達成していく仕組みになっているので、時間はかかるけれども、それらの方向に向かっていくことと、あとは基準に従ってできたものをみなさんがご覧になって、だんだんそういうことが市民に広がっていく。啓蒙的な意味があるのかなと思うんですけども、始まったところですので。

ちょっと今に関わるというか、2つのご質問に関わるので、私から質問なんですけれども、新築のものは建築確認が出てくるので、そこで景観にまわせると思うんですけど、色彩変更が非常に難しいと思うんです。今回出ているお店のようなものは用途変更だったりするとそこで拾えると思うんですけど、そういうふうに見た時に、この表なんですけど9ページと8ページの数字の見方を教えてほしいんですけど、8ページ、建築物9件、うち色彩変更2件となっているんですけど、この表の方では新築7件、色彩変更10件となっているんですけど、色彩変更オンリーは2件ということですか。この数字とどのようにマッチングしているのか説明していただけますか。表は色彩変更の内訳5件、4件、1件とあるんですけど。

事 務 局

届出件数と通知件数がございます。8ページの下のお知らせの方には色彩変更8件ございますので、届出件数の色彩変更2件と下のお知らせの方の色彩変更8件、合わせて色彩変更10件ということでございます。

会 長

だからその下のお知らせは、公共建築物はそうなるので拾えるので当然やってもらいんですけど、一般の建築物は色彩は2件しかないのが非常に拾いにくいということですかね。

事 務 局

現在、届出していただいているのは2件でございますが、確かに色の塗り替えだけで何か景観以外で届出とか、建築の関係で届出を出すということはおそらく無いかと思います。今回、事例でもご紹介させていただきました店舗につきましては、屋外広告物の関係で申請が出てきたということもございましてその時に指導ができたということもありますので、そういった屋外広告物と連携しながら指導をしていけばいいのかなと思っております。

会 長	いろんなところで網を張るしか仕方がないと思いますけれども、是非、頑張ってください。
	他にいかがでしょうか。
委 員	はい。
会 長	はい、お願いします。
委 員	先程から届出状況の説明をいただいたんですけど、確かに開発審査会やら建築審査会にかかるようなものであれば、事前に書類を準備する段階でこういった条例に気がつくと思うんですけど、いきなり民間の審査機関に出しまして、その時点で条例を知ることもあるので、そうなる計画段階に差し戻さないといけなくらい振り出しに戻るような計画になってしまうと思うんです。
	そのために、民間の審査機関とか事業者団体等にどのような告知をされたか、どのような説明をされたか、ちょっと説明をお聞きしたいのと、民間審査機関等に出されてしまってその時に改めて気が付いてトラブルになった事例等はなかったのか、そのへんをお尋ねしたいです。
会 長	事務局の方、お願いできますか。
事 務 局	建築士会や宅地建物取引業協会、土地家屋調査士協会、行政書士協会など様々な業界の方々に景観計画を送付させていただいて、周知の方はさせていただいております。
	4月以降ですね、おっしゃられるようなトラブルはございません。
委 員	ありがとうございます。安心しました。一部でそういったもの、この条例の存在を知らないという業者さんもおいでになったのでちょっと心配になってお尋ねしました。続いて、お尋ねしていいですか。
会 長	はい。
委 員	資料3の2ページの表中に届出対象行為、下から2段目あたりのところに、高さが5mを超える擁壁、その他これに類するものとありますが、これに類するものは具体的にどのようなものなのか教えていただきたいと思います。
会 長	事務局、回答、よろしく申し上げます。
事 務 局	擁壁ですので、土を留める役割をなす壁のことでございます。同様の役割をなす

構造物ということで、間知ブロックや鋼矢板を想定しております。ただ、現実的にはそうしたもので5 m以上のものが本当に出てくるかどうかは分かりません。

委員 はい。一般の塀に関してのことかなと思ってはいたんですけど、建築物に付属する塀があればそれは建築物と考えて高さが5 mを超えても対象にはならないのでしょうか。

事務局 はい。建築基準法上で申し上げますと、工作物でなく建築物という扱いになりますので、建築物の基準の高さを超えなければ対象とはなりません。

委員 届出対象行為の表では、高さ10 m、15 mとありますが、その高さまではこの条例にかからないと考えてよろしいですか。

事務局 おっしゃる通りです。

委員 はい、ありがとうございました。もう1点だけ、その下の3ページなんですけど、下から3段目ぐらいのところにある、隣り合う建築物の壁面位置を揃えることが書いてあって、その下に、ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない、これがちょっと分からない部分がありまして、ずっとセットバックしてきていて、自分のところの左右だけが道路まで出ているようなもの、その間に建てる場合、どのような形になりますか。ちょっと、このへんのところ、説明していただきたいんですけど。

会長 お願いできますか。

事務局 想定といたしましては、中心市街地でビルが立ち並ぶような場所では、敷地の方が狭いことがありますので、道路境界に近い場所まで建物が迫っている場合がよく見受けられます。この場合ですね、申請された建物だけ、道路後退してもらうよりは周辺と同様のラインに壁面が揃っていた方が景観を乱さない場合があるということを考えております。

委員 はい、委員長。

会長 はい、お願いします。

委員 私が言ってますのは、凸凹している場合って、どこに揃えるかっていうことなんですよね。街並みをずっと見渡した時に、そんな一斉に同じ壁面ということはあまり考えられないのかなと思って。ずっと、凸凹してきてる間に建つ場合、どう考え

たらいいですか。

会 長

事務局、回答、お願いできますか。これって、戸建住宅地みたいなところと、都心のビルが建ち並ぶところと、2通りのパターンのを一緒に書き込まれていて、基本的に壁面を揃えるとなっています。住宅地の場合は、アメリカのビバリーヒルズとかイメージしてもらおうと分かるんだけど、前庭があつてセットバックして住宅があつて、地区計画でそういう壁面後退を設定しますが、そういうふうイメージしている文章を書いた下に、ただ、都心のエリアとかでは壁面が歩道までいっばいきてるから、そこはそれで揃えてください。基本的には周辺のまち並みの壁面を揃えるという意図ではないでしょうか。

事 務 局

おっしゃる通りです。

会 長

ということが、読み取りにくくなっていると思います。

委 員

また、直接聞きに行きます。

会 長

他にご質問、ご意見のある方、ございますか。

よろしいですか。私から1点だけ、ちょっとお願いというか、こうやって事例を出していただくと、実際、私たちが作った景観計画がこういう風に使われて、こういう風にまち並みってなっていくんだというイメージが掴めてたいへん有難いなと思っているんですけど、その時に、例えば、事例1ですかね、敷地内緑地と書いてあるんですけど、緑地がどこなのか分からないとか、工作物、事例3、基地局、どこでもたくさんあつて、中も造らなくてこれが必要なので造るんですけど、どうしても高さを出さないといけないからこうなっているんですよ。そうすると、田園地区でも出てくるとなると、色は落とすんだけどボリュームが出てくるのもなので、やっぱり気をつかうのは、配置や眺望景観を邪魔しないとか、そういうことなので、そういうことがもうちょっと分かる、配置を最初こう出てきたんだけど、こっちにずらしてもらって少しこっちから見えないようにしたとか、何か景観計画があつたからこれだけすばらしくなったというのが、指導の状況が分かるというか、そういう資料の出し方をしていただけると、私たちももう少しコメントのしようがあるし、もう少し景観計画の形成基準、ここをもうちょっと見直そうかってなっていくと思うので、もう少し資料の出し方を工夫していただけたらなど、お願いですけど、よろしくをお願いします。

他に、いかがでしょうか。

委 員

はい。



会 長  
委 員

はい、お願いします。

4月からということで施行されて少しずつ成果があがってくるのかと思います。この景観計画を作る際、まずはスタートさせることだということで、小さく産んで大きく育てるといふか、届出の対象となる建築面積、高さも地域全体をゾーンに分けてますけども、かなり広い範囲の単位毎にやっていますのでゆるくなっています。あと、規制自体も割りとゆるめに作ってあります。例えば、歴史街道景観軸にしても、建築面積300㎡超という豪邸はもう通常出てこないで、例えば、美濃路の宿場町のところで引っかかるような少なくとも住宅では、マンションは別ですけども戸建てでは出てこない。そんな時に戸建てで変わった人が家は真っ赤な外壁で造ろうと思えば、これはスルーしてしまう訳で、そういうこともあるので、いずれ大事なところはもうちょっと厳しい規制を作って今あるいい景観を保全しましょうということで、重点地区の候補を景観計画の中にも書き込んでいただきました。ですから、まだ走り出してすぐなので慌てることはないんですけど、放っておくと候補地のまま10年、20年経つような自治体も実はありますので、そうならないように、なるべく限られた人数でもできる仕事量の範囲でスケジュールを立てて、次の景観重点地区についての検討する準備だとか、景観重要建造物、景観重要樹木というのも指定の手続きは景観計画で決めましたけど、それっきりになっちゃうと1個も指定されずに10年経つとか、20年経つということが起きますので、これも、例えば、あるところで地区を限ってもいいですけど、悉皆調査をするとか、あるいは、住民の方から提案を受けるとか、そういった段取りを一応スタートとして1年過ぎますので少し考えていただいて、予算要求して調査となりますともう1年先になりますけど、なるべくお忙しい中でも次の段取りを取っていかないとあつという間に10年くらい過ぎてしまうので、お願いといふか、景観計画を作る時からそういう話は出てたと思いますので次の段階を考えていただければと思います。以上です。

会 長

大事なお指摘だったと思います。今に満足せず、どんどん進んでいってほしいと思うんですけど、そのやり方の方法の1つとして、例えば、駅前の何とか整備始まりますとか、他の何かプランとか、事業とか、計画とかあった時に合わせて景観も手を挙げて一緒にやるとかですね、景観は様々なもの、すべてに関わってくることなので、単独でやろうと思うとなかなか難しいですけど、例えば、そうやったとして早急に対応できる方法をいろいろと考えていただけたらと思います。先程の広告物についても、何か推進地区を指定してそこからやっていって、これすばらしいなとみんなが思ったら周りの地区もそうなったいくというのもあると思うので、そこを含めてご検討していただけたらと思います。

何か今のことに関連して、ご発言されたい方はございますか。

事務局

はい。

会長

どうぞ、よろしくお願いします。

事務局

すいません、委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございます。実は、今日、富田委員、ご出席いただいておりますが、駅周辺で、居心地が良く歩きたくなるまちなかということで、まちなかウォークアブル推進事業というものを今年も10月に社会実験、11月に関連したイベントをやりまして、今、プラットフォームを作ろうということでステークホルダー、関係者の皆様に議論をいろいろ、ワークショップをやっていただいております。その中で、是非、私も景観をからめて、まちを盛り上げていきたいと考えておりますので、先程、会長の方から、何かにかためたほうがいい、というご助言をいただきましたので、是非、そういったものにかためて事業を推進していきたいと思っておりますので、引き続き、アドバイスの方をよろしくお願いいたします。以上でございます。

会長

そちらは、確か、重点候補地区に指定してあるエリアですね。

事務局

そうですね。

会長

だから、そこに重点候補地区の景観形成基準みたいなものを合わせて作っちゃうということですね。

事務局

今までが景観法に基づく地区ではございませんでしたので、これで中核市移行とともに景観計画に基づく計画と条例ができましたので、よりいっそう高いレベルで景観の方を尽力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

会長

はい。ということです。よろしくお願いします。

他、いかがでしょうか。全体を通して本日の議事に関しまして、追加でご意見はございますか。

委員

はい。

会長

はい、お願いします。

委員

屋外広告物についてですが、色の指定、そのエリアのこの基準に基づいて図面を書いて提出したとして審査にあたる人はどういう方ですか。また、それを0.1落としなさいとか、アドバイスできる方は、どれくらいお見えですか。その辺をお聞きしたいと思います。

会 長

市の方でどのように指導、審査されていますか。お願いします。

事 務 局

屋外広告物の色彩に関しては明確にこちらの景観計画にもマンセル値というもので縛りがあると思いますが、同様に、マンセル値による度合いというものがありますので、マンセル値で色彩を出していただいて、それが基準に適合しているかどうかというところをみています。市の職員でやっております。

委 員

はい。

会 長

はい、どうぞ。

委 員

それは表を見て、事務的に処理するだけのことであって、実際のロケーションを見て決められた色がすべていい訳ではないんです。それがよくクライアントと我々とまたは行政との揉める点なんです、さらに基準より出てもいい場合、これは場所のロケーションで決まってくる。この基準より下げないといけない、明るくしないといけないというケースが多々ありますから、そういう時のアドバイスをするようなポジシヨ的な方を置かれるのか、その辺をお聞きしたい。また、本当にロケーションを見られているかどうかというのが一番懸念しております。各自治体でよくあるケースですから。

会 長

デザイン審査される方を今後置くつもりがあるかどうかと、現場確認の質問だと思えますが。市のお考えをお聞かせいただければと思えますが。

事 務 局

今のところ他の自治体さんもみさせていただきますと、景観アドバイザーを用いているところは、あるにはありますが、概ねそういったところまでやっているところは少なく、色彩基準というところでやらせていただいているところが現状ではあります。今のところ、景観アドバイザーを導入する予定はないというのが実情です。

会 長

現場確認については、いかがですか。

事 務 局

現場確認については、人数が限られているということもあるので、外出した時にきちんとやってあることを見ますけど、それだけでやっていくことはないです。

会 長

他の自治体とかでは工事完了届みたいなのがあつてそこに写真を付けて出すみたいなことを課している自治体がありますが、そういうことはされてないんですか。

事務局

許可申請時にイラストで出しているのと、更新時に写真を出していただいておりますけれども、完成届みたいなものは出していただいております。

会長

ということだそうです。

委員

はい、わかりました。

私がロケーションといったのは、実例から言っております、この基準に基づいた配色のサインを造って現場に設置しようと思いますが、両隣りが赤の彩度の一番高いので造ったサインがあったり、建物が黄色の明度が高い建物であったりとか、そういうものが両隣りにあって、向かいにもそんなものがあって、当然、無届けでだと思っております、そこへ基準を満たしたものを造って設置したら全然目立たないんですね。そうするとクライアントから怒られるだけなんです、我々。クライアントさんにも、規制がありますからって説明して造っても、現実をみると、こんなにお金をかけて、こんなに目立たん看板かと言われてたら、我々、大変なんです。そういうところを一気にはできないんですが、そういうのも是正していただける方向に持っていただけたら規制も有効になっていくんじゃないかと考えております。

会長

事務局のアドバイザーを置かないとおっしゃったんですが、最初、説明のあった資料の2ですけど、当審議会の業務、役割のところの、屋外広告物の6番目に適用除外の基準の制定、変更とかとあるので、先程、委員のおっしゃったことは、この審議会の業務ではないですか。

事務局

この資料2の(6)に当てはまるものになると、設置許可の基準になりますので、変えていこうとなるとおっしゃったとおり審議会で諮っていただく内容になると思います。ただですね。委員がおっしゃられた、赤い目立つものを許容していくかどうかというところになるかと思っております。

会長

適用除外の制定、変更と書いてあるから、先程、適用除外も必要ではないかというご指摘だったと思うので、それはこの審議会で考えることではないですか。違いますか。

委員

結局、基準を満たして造っても周りが全然許可もないサインが出ていて、その中に基準を満たしたものを入っても埋没してしまって目立たない。そういう事例はたくさんありますから、どういうふうに改善していただけるかということをお聞きしたい訳です。というのは、1年、2年でできるものではないですし、赤色を白にしないと言ったって命令できるものではないですし、私有物ですから、どういう改善方法、このエリアは、こういう風ですよって、市がこういう規制を持っています

よってことで、許可のあるものに関しては3年ごとに更新ごとに指導できると思うんですが。無許可のものなんです、結局は。そういう観点でお聞きしている訳なんです。

事務局

ご確認ですけれども、申請する看板は、当然、色彩の基準内に収めた看板を出すよってことですね。ただ、周りに無許可の看板があって、それは明らかに色彩基準外のような看板がずっと建っているものですから目立たない、そういう事例ということですね。

委員

はい。

事務局

であれば、周りの看板の基準をゆるくするのであれば、審議会の役割になりますけれども、それでは景観が悪くなる方向になってしまいますので、その周りの看板を指導するというような対応になっていくと思います。指導は可能です。

委員

はい、分かりました。どこでも、堂々巡りになっちゃいます。分かっておって、あえて質問させていただきましたが、実際にそれをやりますと、そこへ出店しようとか、造ろうとするお客様が、お前のところ、もう、いいわということで仕事が離れちゃうケースが多々ありますからそれでお願いしているわけです。以上です。

会長

ありがとうございました。こういうご意見があるということで、検討を重ねていただきたいと思います。

他、いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

会長

はい、本日の議題は、これにて、すべて終了しました。本日も活発なご意見、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

ありがとうございました。

(閉会)

事務局

会長、どうもありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりご審議賜り、誠にありがとうございました。なにぶん、今年度からスタートしたばかりなので、運営上いろいろな問題が本日のようにあるかと思っておりますので、また、このような審議会は定期的に開催して、届出の報告等をしながらご意見を賜って、より良い景観計画、条例改正にしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

これをもちまして、令和3年度 第1回一宮市景観審議会を終わらせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

閉 会

午前11時15分